

内外無差別な卸売にかかる 子会社の対象外電源の考え方

2024年11月15日

第3回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただきたい内容

- 第98回制度設計専門会合（2024年6月25日開催、以下第98回会合）において、内外無差別な卸売の対象電源として、原則、①コミットメント主体の旧一電及びJERA（以下旧一電等）が保有する電源、②それらの子会社が保有する電源と整理。
- 一方で、例外として、「旧一電及びJERAの子会社が自身で建設した電源であって、且つ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模（販売電力量等）が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断される場合」を例示した。
- 今般、事務局として対象外とする電源の考え方の案を検討したため、御意見をいただきたい。本日いただいた御意見を踏まえ、第4回制度設計・監視専門会合（12月開催）にて最終的な基準案を提示し、セットすることを目指したい。

内外無差別な卸売の対象電源 議論経緯振り返り

1. 電力・ガス取引監視等委員会は、2020年7月に、旧一電等に対して内外無差別な卸売等のコミットメントを要請し、各社からの実施表明回答を受領した。このコミットメントでは、卸市場において、エリア内に多くの電源を保有することによって市場支配力を有している旧一電等が、社内・グループ内取引価格、その他条件を新規参入者と無差別的とすることをコミットしている。
2. このため、第98回会合では、内外無差別な卸売の対象となる電源は、原則として、コミットメントの主体である①旧一電等自身が保有する電源、及び、②旧一電等の子会社が保有する電源と整理した。
(一方、旧一電等が出資している事業者であって子会社ではない事業者（関連会社等）の保有電源については、内外無差別な卸売の実施有無を各社判断に委ねている。)
3. 例外として、以下の電源は上記の①及び②によらず内外無差別な卸売の対象外とし、実施有無についても各社判断に委ねている。
 - 火力電源入札の落札電源（第86回制度設計専門会合 資料5、第89回制度設計専門会合 資料5-1）
 - 域外需要向けの域外電源（第90回制度設計専門会合 資料3）
 - オフサイトPPAにおける新設電源（第93回制度設計専門会合 資料5）
4. 加えて、上記の②旧一電等の子会社が保有する電源の例外として、「例えば、旧一電及びJERAの子会社が自身で建設した電源であって、且つ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模（販売電力量等）が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断される場合においては、内外無差別な卸売の対象外と考えてよいのではないか」とした。
5. 本日は、旧一電等の子会社の保有電源（2024年8月時点）で、内外無差別な卸売の対象外となり得る電源の調査・分析結果を踏まえて、例外とするものの考え方について御議論いただきたい。

(参考) 内外無差別な卸売の対象電源の考え方

内外無差別な卸売の対象電源の考え方 1/3

第98回制度設計専門会合（2024年
6月25日）資料7-2より抜粋

- 前述のとおり、内外無差別な卸売とは、現在、卸市場において市場支配力を有する旧一電及びJERAの社内・グループ内取引価格、その他条件が新規参入者と無差別的であることを求めているため、対象電源は、コミットメントの主体である旧一電及びJERAが保有する電源である。
- ここで、旧一電及びJERAが「保有する」電源の定義（範囲）について、文字通り旧一電及びJERA自身が保有する電源に加え、旧一電及びJERAが一定以上出資している事業者が保有する電源で、旧一電及びJERAが当該事業者からの卸価格や通告等の取引条件を単独で決定することができる電源については、実質的に旧一電及びJERAが保有する電源と同じと考えられることから、内外無差別な卸売の対象と考えるべきではないか。
- 具体的には、旧一電及びJERAの子会社については、日本の会計基準（支配力基準）において、旧一電及びJERAが「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配している」と判定されていることを踏まえると、旧一電及びJERAが単独で卸価格や通告等の取引条件を決定することができると考えられることから、原則として※、旧一電及びJERAの子会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象と考えるべきではないか。

※上記原則の例外として、例えば、旧一電及びJERAの子会社が自身で建設した電源であって、且つ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模（販売電力量等）が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断される場合においては、内外無差別な卸売の対象外と考えて良いのではないか。
- なお、旧一電及びJERAの完全子会社ではない場合（出資比率が100%でない場合）には、受電量等に基づいて対象となる電力量を判断することとしてはどうか。

(参考) 内外無差別な卸売の対象電源の考え方

内外無差別な卸売の対象電源の考え方 2/3

第98回制度設計専門会合（2024年
6月25日）資料7-2より抜粋

- したがって、少なくとも、①旧一電及びJERA自身が保有する電源及び②旧一電及びJERAの子会社が保有する電源については、各社一律に内外無差別な卸売の対象電源と考えるべきではないか。
- 一方、旧一電及びJERAが出資している事業者であって子会社ではない事業者（関連会社等）が保有する電源については、必ず内外無差別な卸売の対象電源と考えるべきものではないものの、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨や、当該電源の運用実態等を踏まえ、各社の判断として内外無差別に卸売を行っている事業者も存在する。こうした状況を踏まえ、各社の実態を可視化し、どこまでをコミットメントに基づく内外無差別な卸売の対象としているかについて明確にする目的から、第7回フォローアップ以降、上記電源に関する各社の卸売の考え方（どのような考えに基づきどの範囲までの電源を卸売の原資に含めているか）について、確認・公表することとしたい。
- また、ここでお示した内外無差別な卸売の対象電源の考え方については、今後の各社の実態も踏まえつつ、必要に応じて、見直しを行うこととしてはどうか。
- その上で、旧一電及びJERAには、24年度に交渉・契約締結する卸取引※1から、子会社が保有する電源についても原則として内外無差別な卸売を明示的に求め、フォローアップを行うこととしてはどうか。なお、フォローアップに際しては、1）旧一電及びJERAが、子会社から受電した上で、内外無差別な卸売の原資に含める場合は、従来どおり旧一電及びJERA自身の卸取引を確認する、2）子会社自身が卸売を行う場合は、旧一電及びJERAに子会社の卸取引も含めて必要な情報の提出を求めて確認する※2、といういずれかの方法で確認を行うこととしたい。

※1 本日（2024年6月25日）以前に既に契約締結している取引については、遡及的適用は行わない。

※2 子会社から電取委に対して直接、取引情報を提出可能な場合はこの限りではない。

(参考) 内外無差別な卸売の対象電源の考え方

内外無差別な卸売の対象電源の考え方 3/3

第98回制度設計専門会合（2024年
6月25日）資料7-2より抜粋

- ただし、過去の制度設計専門会合において整理された以下の電源については、前頁の整理にかかわらず、内外無差別な卸売の対象外となる。（各社の判断として内外無差別に卸売を行うことが否定されるものではない。）

① 火力電源入札の落札電源（第89回制度設計専門会合 資料5-1）

※「電源建設者の発意での建設による電源」については、評価方針に基づいて過去に遡って当該契約自体のプロセスを評価されるものではないが、当該契約条件の改善、当該契約に基づく卸売量が卸売全体に占める割合、他の長期卸の内外無差別性とその卸売量が卸売全体に占める割合等によって、内外無差別が担保されているか総合的に判断することと整理した。

② 域外需要向けの域外電源（第90回制度設計専門会合 資料3）

③ オフサイトPPAにおける新設電源（第93回制度設計専門会合 資料5）

※オフサイトPPAにおける既設電源については、「交渉機会を内外無差別に提供していること」、「自社・グループ内小売にのみ有利な条件で卸売を行っていないこと」等の4つの観点から内外無差別性の確認を行うことと整理した。

内外無差別な卸売の目的

1. 内外無差別な卸売等のコミットメントでは、コミットメント対象事業者（旧一電等）は、エリア内に多くの電源を保有するため、当該エリア内で市場支配力を有するとの前提のもと、社内外・グループ内外小売問わず当該電源へのアクセス機会の公平性を確保し、中長期的にわたってこのようなイコールフットイングを維持することを目的としている。
2. 仮に、電源アクセスに関し、旧一電の小売部門と新電力との間で公平な環境が整備されず、旧一電の発電部門が同グループの旧一電の小売部門に対して電源調達に当たって不当な内部補助を行い、内部補助を受けた同小売部門が廉売を行うことにより、同小売部門の小売市場における地位の維持又は強化につながる場合には、小売市場における競争の持続性に影響を及ぼし得る。
3. ここでの「不当な内部補助」については、具体的に、卸市場において市場支配力を有する旧一電等の発電部門から同小売部門への内部補助であって、小売市場における競争を歪曲化する程度のもの（典型的には、新電力の事業を困難にするおそれがある程度に小売市場における競争を歪めるもの）と考えることが適当であると整理している。

内外無差別な卸売 子会社の対象外電源の考え方（案）

1. 各エリアにおける旧一電等の卸売及び小売市場での支配力を踏まえれば、その支配下にある子会社が保有する電源も、原則、内外無差別な卸売の対象とすべき。ただし、内外無差別な卸売の元来の趣旨に立ち返り、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断できれば、子会社が保有する電源について、内外無差別な卸売の対象外として整理したい。
2. その際、旧一電等が子会社に電源をあえて抱えさせることにより、対象外となる電源が増えれば、内外差別的な卸売が増加し、旧一電等の小売市場における地位の維持や強化に繋がりにかねない。
3. このため、対象外電源を考えるに当たっては、エリアにおける競争を歪曲するおそれの低い電力量に限定する必要がある。加えて、電力量は発電所の稼働実績に応じて容易に変化し得る点を踏まえ、予見性を確保する観点から、設備容量についても一定程度制限する必要がある。
4. また、子会社が保有する電源のうち、第98回会合における整理以前から、グループ内小売との既存卸契約があって、その規模が僅少であり小売市場の競争歪曲のおそれは低いと判断できる場合は、対象外として整理することとしたい（当該契約期間内は、内外無差別に係る評価の際に経過措置電源として位置づけ、評価対象外として扱う）。

子会社の対象外電源の種類と具体的基準（案）

1. 前述の対象外電源の考え方を踏まえて、対象外として整理することが自明なもの（以下の（ア）及び（イ））を含めて、以下の類型に該当する場合は内外無差別な卸売の対象外として整理※1してはどうか。
2. また、（ウ）及び（エ）における、僅少な規模の判断基準については、具体的に何パーセントとして設定すべきか。

対象外電源の種類	電源の概要	対象外とする具体的基準（案）
（ア）自家消費電源	小規模な太陽光発電を需要家の屋根に設置するなどして、主に需要家の自家消費として使用するもので、 卸売に当たらない。	基準なし
（イ）FIT電源	FIT対象電源で、送配電買取または小売買取により一定額で売電するもの。 小売事業者は市場価格相当で当該電源を購入するため、内外無差別な卸売の議論の対象外。	基準なし
（ウ）経過措置電源	第98回会合以前から既存契約が存在するといった理由から経過措置電源に該当する電源。	旧一電等のすべての子会社※2の（ウ）に該当する電源の発電電力量合計値が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量に対して <u>僅少な場合（数%未満）</u> に限ってはどうか。 （ただし以下（エ）に該当する電源も合わせて確認）
（エ）規模僅少電源	規模が僅少であることから、 小売市場における競争を歪曲するおそれが高い電源 。具体的には、右記の i 及び ii を満たす電源。	i. 旧一電等のすべての子会社※2の（エ）に該当する電源の発電電力量合計値(kWh)がコミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量(kWh)の <u>数%未満</u> （ただし（ウ）に該当する電源も合わせて確認） ii. 当該電源の出力(kW)が、 環境影響評価法における第一種事業、第二種事業に該当しない としてどうか。

※1: 上記のア～エに該当する対象外となる子会社電源については、各エリアにおける内外無差別に係る評価の際、除外して評価

※2: 子会社は、日本の会計基準（支配力基準）において、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配」されている法人をいう

(参考) (工) ii) 条件に用いる環境アセスメントの閾値

- 予見性の観点、及び、極端に大きな電源が内外無差別の原資から除かれることを避ける観点から、対象外電源の基準には設備容量 (kW) の上限を設けることとしたい。
- その基準として環境アセスメントを援用し、その「第一種事業、第二種事業に該当しない」ことを条件としてはどうか。

<環境アセスメントの対象事業一覧>

(2022年4月1日改定)

対象事業	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW～4万kW
風力発電所	出力5万kW 以上	出力3.75万kW～5万kW

出典：環境省ホームページ

注：バイオマス発電所は、火力発電所の閾値を用いることとする。